

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社Bに雇用され、同年○月からC所在のD会社発電所（以下「事業場」という。）において警備員として就労していた。

請求人によると、請求人は、平成○年○月○日、泥酔して出勤してきた爆発物探知機担当の同僚に、探知機の表示が通常緑であるものが黄色に変わっていることを教えたところ、突然、襟元とネクタイを強くつかまれ、引きずり倒されそうになり、左膝と首を負傷したという。

請求人は、同月○日、E整骨院に受診し、「左膝関節捻挫、頸部捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、同僚の暴力行為は私的怨恨によるものであり、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件傷病に至る経過をみると、Fが請求人との業務上のやり取りを端緒に手で請求人の襟首をつかみ、手前に引くという加害行為に及び、その結果請求人を負傷させたものであることは、F自身も認めている。

当審査会としては、両当事者が同じ場所の担当となったのは、この日が初めてないし2回目であって、それまで両当事者間に諍い等が生じていたとみるべき事情もないことから、私怨に基づく暴力行為であったとは判断しない。もともと、当日の経緯からみて、職場における同僚同士の偶発的なトラブルにすぎず、業務における方針等に係る対立が高じたものとも認められないことから、当該トラブルに基づく本件傷病について業務起因性を認めることはできない。しかしながら、業務遂行中の出来事であったことから、本件傷病の程度について一応検討すると、次のとおりである。

- (2) 請求人は、平成○年○月○日の本件加害行為による受傷後、同月○日にE整形外科に受診しており、受傷後速やかに医療機関に受診することを要する程度の負傷をしたものとは認められない。
- (3) 請求人によると、受傷後特段の痛みを自覚することなく勤務を続け、通常の勤務が終了した後、階段を上がるときに違和感を覚えたというものであり、また、受傷自体、痛めたとする左膝に直接的な外力が加わったものではなく、さ

らに、G柔道整復師の診断証明書によると、左膝関節の階段昇降時痛と記載されており、当審査会としては、請求人の負傷の程度は軽微であったと判断する。

また、請求人は、過去にラグビーで左膝を痛めたが、完治していた旨述べるも、Fは、請求人から古傷が痛むので病院に行くと言われたとしており、請求人の左膝痛については、古傷が原因となっていた可能性も否定できないものである。

この点、Fによる加害行為が契機となり、機会偶発的に請求人の古傷を意識させる事態を生ぜせしめた可能性も否定できないものの、医療機関への受診が事件から3日後であったことを勘案すると、仮に影響があったとしても軽微であったと判断すべきものであり、Fの加害行為と請求人の左膝痛との間に相当因果関係を認めることはできない。

(4) 請求人の首の負傷についても、その症状は頸部の回旋痛、側屈痛とされ、G柔道整復師の前記診断証明書においては特段その症状に関して付言もされておらず、負傷の程度は左膝よりさらに軽微であったとみるべきところ、同様の症状は日常生活上ないし加齢により発症することも珍しくないことから、やはり本件加害行為が頸部痛を惹起せしめたと判断することも困難である。

(5) 上記(3)及び(4)のとおり、請求人の本件傷病は、本件加害行為が惹起せしめたと認めることはできず、相当因果関係は認められないことから、仮に本件加害行為について、業務との関連性を完全には否定できないとしても、当審査会としては、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。